

ID: 109

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの承認		
法令名 根拠条項	建築基準法 第86条の5第1項及び第2項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第86条の5第1項から第3項までの規定による。 (一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し)</p> <p>第86条の5 公告対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、当該公告対象区域内の建築物に係る第86条第1項若しくは第2項若しくは第86条の2第1項の規定による認定又は第86条第3項若しくは第4項若しくは第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可の取消しを特定行政庁に申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による認定の取消しの申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係る公告認定対象区域内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該申請に係る認定を取り消すものとする。</p> <p>3 第1項の規定による許可の取消しの申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係る公告許可対象区域内の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善を阻害することがないと認めるときは、当該申請に係る許可を取り消すものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日